## 誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 松山市長

申請者 郵 便 番 号: 事務所の所在地: 団 体 の 名 称: 代 表 者 氏 名:

別府第一市民運動広場,別府第二市民運動広場,拓川市民運動広場,空港東第四公園 テニスコート、湯月公園テニスコート及び重信川緑地(井門町)の指定管理者の指定申 請を行うにあたり,下記に記載した事項には該当しません。

記

- ・ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に 該当する者。
- 松山市及び松山市公営企業局の入札参加資格停止の措置を受けている者。
- ・ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続きの開始の申立てがなされている者(手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)等,経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- ・ 松山市税又は申請時の所在地税(法人市民税・法人事業所税等),法人税,消費税並びに地方消費税を滞納している者
- ・ 松山市暴力団排除条例(平成22年条例第32号)第2条第3号に規定する暴力団員等である者(以下「暴力団員等」という。)又はその役員のうちに暴力団員等のある者。
- その従業員のうちに暴力団員等のある者。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団、暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第9条第 1項に規定する暴力団関係事業者と取引関係のある者であること。
- ・ 宗教活動及び政治活動を主たる目的としている者。